

新潟商工会議所「新潟古町芸妓広報推進事業」に伴う 古町芸妓 派遣要項

(目的)

第1条 小・中学校および高等学校における総合学習等や大規模コンベンション（大会・会議および展示会等）へ古町芸妓を派遣し、今後の担い手の掘り起こしにつなげるとともに、「古町芸妓」を新潟市ブランドとして周知し、新潟の観光・産業振興を図ることを目的とする。

(派遣依頼)

第2条 古町芸妓の派遣を依頼しようとする者は、別記様式による「古町芸妓派遣依頼書」を新潟商工会議所（以下：当所）に提出しなければならない。

(活動基準)

第3条 「新潟古町芸妓広報推進事業」は、次に掲げる基準に基づき実施するものとする。

- (1) 小・中学校および高等学校における総合学習等、「古町芸妓」の周知と今後の担い手の掘り起こしに寄与すると認められる行事
- (2) 次に該当し、かつ当所が認めたコンベンション
 - ア 原則として全国的・国際的な組織が主催する、文化や学術及び技術の向上を目的とするコンベンション
 - イ 支援活動をする事により、新潟のPRや外客誘致の効果が期待できるコンベンション
 - ウ 特定の団体・企業及び主催者個人の便宜やPR、営利に関わらないコンベンション
- (3) 地域振興に寄与すると認められる市内各地の市民団体及び民間団体の主催する行事
- (4) 他都市が主催する公共的行事
- (5) その他、当所会頭が特に認めた行事

(派遣費用)

第4条

- (1) 「新潟古町芸妓広報推進事業」における古町芸妓の派遣については、事業1回につき5人・1時間分を上限に当所負担で派遣を行う。上限を超える人数・時間での派遣を希望する場合は、当所は超過分の実費を徴収することができるものとする。
- (2) 派遣先までの往復の交通費は、主催者が負担する。ただし、当所会頭が認めた場合は、これを免除できるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。